

表-1

令和 7 年度 水質検査計画表（浄水）

【令和 7 年度に実施する水質検査項目と頻度】

《 令和 4 年 1 月 ～ 令和 6 年 12 月 の検査結果に基づき作成 》

阿久根市上水道 宮之前水源地 低区

令和7年度水質検査計画

宮之前水源地

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数が増加することができない項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.06未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
22	クロロ酢酸									○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
24	ジクロロ酢酸						○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
26	臭素酸						○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
27	トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
29	ブロモジクロロメタン						○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	8.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.4	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）									○				300	60	30	47	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
40	蒸発残留物									○				500	100	50	86	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増加のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増加のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.4	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	異常なし 検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	異常なし 検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及No.47～No.49 [単位なし] 」

阿久根市上水道 宮之前水源地 中区

令和7年度水質検査計画

佐瀬公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○							○		○		10	2.0	1.0	1.6	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	2,4,6-トリクロロフェノール及び2,4,6-トリクロロフェノール									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○				○			○	0.6	-	-	0.12	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○				○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○				○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○				○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○				○			○	0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○				○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○				○			○	0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○				○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○				○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○				○			○	0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○				○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物			○			○					○		0.2	0.04	0.02	0.05	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	15.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	14.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○				○			○			○	300	60	30	66	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物		○							○				500	100	50	170	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし薄層の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし薄層の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水道周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

阿久根市上水道 折口水源地

令和7年度水質検査計画

永田上公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物										○			0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物										○			0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物										○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物										○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物										○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物										○			0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素										○			0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○			10	2.0	1.0	0.7	検査回数が増加することができない項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物										○			0.8	0.16	0.08	0.10	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	水素素及びその化合物										○			1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素										○			0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン										○			0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	3,3',4,4'-ジクロロジフェニルエーテル及び3,3',4,4'-ジクロロジフェニルエーテル										○			0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン										○			0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン										○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン										○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン										○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○				○			0.6	-	-	0.15	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○				○			0.02	-	-	0.002未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム						○				○			0.06	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○				○			0.03	-	-	0.003未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○				○			0.1	-	-	0.004	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸						○				○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	トリハロメタン			○			○				○			0.1	-	-	0.008	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○				○			0.03	-	-	0.003未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○				○			0.002	-	-	0.002	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○				○			0.09	-	-	0.002	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○				○			0.08	-	-	0.008未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物										○			1.0	0.20	0.10	0.07	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物										○			0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物										○			0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物										○			1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物										○			200	40.0	20.0	11.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物										○			0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.7	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）										○			300	60	30	47	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	無機残留物										○			500	100	50	84	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤										○			0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン										○			0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増加のため毎月検査（ただし菌類の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール										○			0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増加のため毎月検査（ただし菌類の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤										○			0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類										○			0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.6	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採取）										○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/ mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

阿久根市上水道 園田浄水場

令和7年度水質検査計画

丸内公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003未満	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン						○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○			○			○		○	10	2.0	1.0	0.6	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.12	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	水素素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸				○			○			○			0.6	-	-	0.29	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸				○			○			○			0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム				○			○			○			0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸				○			○			○			0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン				○			○			○			0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸				○			○			○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	亜トリハロメタン				○			○			○			0.1	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸				○			○			○			0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン				○			○			○			0.03	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム				○			○			○			0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド				○			○			○			0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	12.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													300	60	30	45	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物													500	100	50	94	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常なし	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常なし	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
		9	9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1「[μL]」、No.3～No.46「[mg/L]」、No.50～No.51「[度]」、No.2及びNo.47～No.49「単位なし」。			

注）各検査項目の単位は、「No.1「/mL」」、「No.3～No.46「mg/L」」、「No.50～No.51「度」」、「No.2及びNo.47～No.49「単位なし」」

阿久根市上水道 山下浄水場

令和7年度水質検査計画

山下墓地

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	年度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されないこと	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン		○			○				○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○				○			○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.08	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン		○			○				○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○				○			○	0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○				○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○				○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○				○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○				○			○	0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○				○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○				○			○	0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○				○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○				○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○				○			○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○				○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	8.6	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）									○				300	60	30	48	過去の最大値が年度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物									○				500	100	50	95	過去の最大値が年度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし薄類の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし薄類の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に悪化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が年度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

阿久根市上水道（黒之瀬戸） 黒之瀬戸配水池

令和7年度水質検査計画

黒之上公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	40	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	スルホニルアミン及びスルホニルアミン													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.12	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	9.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.2	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													300	60	30	45	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物			○			○						○	500	100	50	150	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減少のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減少のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水漏れ周辺に化がく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.8	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1〔/mL〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」

阿久根市上水道（黒之瀬戸） 黒之浜低区配水池

令和7年度水質検査計画

大谷公民館

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	16	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○						○	10	2.0	1.0	4.9	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	2,4-ジクロロベンジルアルコール及び2,4-ジクロロベンジルアルコール									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	トリクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.06	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	14.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	23.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○			○			○			○	300	60	30	63	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	100	50	186	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジオオキシベンゾリン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水道周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	4.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	1.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

阿久根市上水道（黒之瀬戸） 黒之浜中区配水池

令和7年度水質検査計画

北さつま漁業協同組合 黒之浜支所

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	16	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003未満	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	4.8	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	2,4,6-トリクロロフェニル及び2,4,6-トリクロロフェニル									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	14.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	23.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○			○			○			○	300	60	30	63	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	100	50	187	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留排水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
		9	9	24	9	9	24	9	9	52	9	9	24	項目数		注）各検査項目の単位は、「No.1〔mL〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及No.47～No.49〔単位なし〕」		

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/ mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

阿久根市上水道（黒之瀬戸） 集人第2配水池系

令和7年度水質検査計画

小瀬公民館

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003未満	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005未満	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.001未満	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	1.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確保のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及び2,4,6-トリクロロフェノール									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸				○		○			○			○	0.6	-	-	0.12	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	15.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	17.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○			○			○			○	300	60	30	64	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	100	50	190	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水道周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
		9	9	24	9	9	24	9	9	52	9	9	24	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

阿久根市上水道（黒之瀬戸） 深田水源地

令和7年度水質検査計画

深田構造改善センター

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されないこと	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン		○			○				○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	9.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	11.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）									○				300	60	30	47	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	总発着残留物			○			○			○			○	500	100	50	169	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水道周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

阿久根市上水道（黒之瀬戸） 隼人第1配水池系

令和7年度水質検査計画

橋之浦西公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	1.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確保のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及び2,4,6-トリクロロフェノール													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	ジトリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.03	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
34	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	15.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	17.8	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	64	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物			○			○							500	100	50	189	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の増加のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の増加のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水質周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.7	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採取）													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

阿久根市上水道（脇本） 脇本高区配水池系

令和7年度水質検査計画

三笠支所

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されないこと	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.003	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数削減することができない項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.08	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	2,4,6-トリクロロフェノール及び2,4,6-トリクロロフェノール									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.08	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	26.7	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	43.5	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○			○			○			○	300	60	30	63	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	100	50	218	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジオオキシベンゼン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていないため、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
* 鉛及びその化合物（滞留採取）										○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

阿久根市上水道（脇本） 三笠配水池

令和7年度水質検査計画

瀬之浦農村公園

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	8	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されないこと	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○			○	0.01	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○				○			○	10	2.0	1.0	0.5	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	2,4,6-トリクロロフェノール及び2,4,6-トリクロロフェノール									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○				○			○	0.6	-	-	0.08	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○		○				○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○		○				○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○		○				○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○		○				○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○		○				○			○	0.01	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	縮トリハロメタン			○		○				○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○		○				○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○		○				○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○		○				○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○		○				○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.05	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	25.3	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	35.9	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）									○				300	60	30	48	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物			○			○						○	500	100	50	193	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の増加のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の増加のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていないため、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留排水）													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No. 1 [μL 」、 「No. 3～No. 46 [mg/L 」、 「No. 50～No. 51 [度]」、 「No. 2及No. 47～No. 49 [単位なし]」

阿久根市上水道（脇本） 桐野配水池

令和7年度水質検査計画

簡田公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	強度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数が増加することができない項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	γ-HCH、β-HCH、α-HCH及びγ-HCH、β-HCH、α-HCH													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.07	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	9.9	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.3	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													300	60	30	50	過去の最大値が強度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	亜硝酸態窒素			○				○					○	500	100	50	167	過去の最大値が強度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増加するため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増加するため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.7	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採取）													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が強度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

阿久根市上水道（大川・尻無） 尻無第1配水池

令和7年度水質検査計画

南畑公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.0003未満	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.00005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	1.0	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.10	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.005	0.001	0.0005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	2,4-ジクロロベンゾ酸及び2,4,6-トリクロロベンゾ酸									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.14	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.021	-	-	0.021	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	亜トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.027	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.04	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	10.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）									○				300	60	30	60	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物									○				500	100	50	95	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が検査減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
		9	9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1「[μL]」、「No.3～No.46「mg/L」、「No.50～No.51「[度]」、「No.2及No.47～No.49「単位なし」			

注）各検査項目の単位は、「No.1〔mg/L〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」

阿久根市上水道（大川・尻無） 尻無第2配水池

令和7年度水質検査計画

尻無浜公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	検出率基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	6	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されないこと	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○			10	2.0	1.0	0.5	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.11	過去の最大値が検出率の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	3,4-ジクロロベンジル及び3,4,5-トリクロロベンジル									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○				○		○		0.6	-	-	0.13	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○				○		○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○				○		○		0.06	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○				○		○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○				○		○		0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○				○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○				○		○		0.1	-	-	0.020	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○				○		○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○				○		○		0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○				○		○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○				○		○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	10.2	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.2	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○			○				○		○		300	60	30	61	過去の最大値が検出率の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物									○				500	100	50	100	過去の最大値が検出率の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減少のため毎月検査（ただし薄型の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルシポルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減少のため毎月検査（ただし薄型の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.2	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.4	検査回数の減少のため毎月検査（水道法：毎月）
* 1	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が検出率の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

阿久根市上水道（大川・尻無） 大川配水池

令和7年度水質検査計画

大川地区公民館分館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.09	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	2,4-ジ-2,4,6-トリクロロベンゼン及び2,4,6-トリ-2,4,6-トリクロロベンゼン									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.22	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.021	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.031	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物			○			○			○			○	0.2	0.04	0.02	0.09	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	7.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.2	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）									○				300	60	30	53	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物									○				500	100	50	86	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジオキシシン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.5	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.8	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
		9	9	23		9	9	23		9	9	52		9	9	23		項目数
		注）各検査項目の単位は、「No.1～No.46〔mg/L〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」																

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

阿久根市上水道（大川・尻無） 大川高区配水池

令和7年度水質検査計画

川畑中公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されないこと	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン		○				○			○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○				○			○		○		10	2.0	1.0	1.0	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.09	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○				○			○		○		0.6	-	-	0.21	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○				○			○		○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○				○			○		○		0.06	-	-	0.024	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○				○			○		○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○				○			○		○		0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○				○			○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○				○			○		○		0.1	-	-	0.034	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○				○			○		○		0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○				○			○		○		0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○				○			○		○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○				○			○		○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物						○			○				1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物		○				○			○		○		0.2	0.04	0.02	0.11	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	7.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）									○				300	60	30	50	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	高残留物質													500	100	50	78	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1〔mg/L〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」

阿久根市上水道（中部） 田代配水池

令和7年度水質検査計画

田代下公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されない	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.0003未満	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.00005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン		○				○					○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	1.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホルムアルデヒド									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	2,4-ジクロロベンジル及び2,4,6-トリクロロベンジル									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸						○			○			○	0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸						○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム						○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸						○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン						○			○			○	0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸						○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	亜トリハロメタン						○			○			○	0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸						○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン						○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム						○			○			○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド						○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.03	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
34	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	5.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	4.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													300	60	30	54	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物													500	100	50	82	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でない	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でない	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度													5	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
		9	9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	項目数		注）各検査項目の単位は、「No.1「[μL]」、「No.3～No.46「[mg/L]」、「No.50～No.51「[度]」、「No.2及びNo.47～No.49「[単位なし]」		

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及No.47～No.49 [単位なし]」

阿久根市上水道（中部） 鶴川内第1配水池

令和7年度水質検査計画

桑原城地区構造改善センター

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003未満	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01未満	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン		○				○			○			○	0.01	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○				○			○		○	10	2.0	1.0	0.7	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.14	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	3,4-ジ(2-ジ(4-オキシフェニル)エチル)ベンゼン及び1,2-ジ(2-ジ(4-オキシフェニル)エチル)ベンゼン													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○				○					○	0.6	-	-	0.10	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸							○					○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○				○					○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸							○					○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン			○				○					○	0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○				○					○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○				○					○	0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○				○					○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン			○				○					○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム			○				○					○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○				○					○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	9.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													300	60	30	43	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物													500	100	50	79	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジオオキシシン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が検査減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
		9	9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

阿久根市上水道（中部） 鶴川内第2配水池

令和7年度水質検査計画

鶴川内清防分団結所

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	検査回数：減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数：減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
4	水銀及びその化合物									○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○						○	10	2.0	1.0	0.7	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確保のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.14	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.10	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
22	クロロ酢酸									○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
24	ジクロロ酢酸						○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
25	ジブロモクロロメタン						○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
29	ブロモジクロロメタン						○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
30	ブロモホルム						○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	9.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.4	検査回数：減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）									○				300	60	30	43	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
40	蒸発残留物									○				500	100	50	87	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数：減不可のため毎月検査（ただし薄類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数：減不可のため毎月検査（ただし薄類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数：減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.4	検査回数：減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数：減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数：減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数：減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数：減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

阿久根市上水道（中部） 尾崎配水池

令和7年度水質検査計画

尾崎公民館

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	32	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物									○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.8	検査回数が増加することができない項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	5α-1,2-ジヒドロキシ及び5α-1,2-ジヒドロキシ									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.18	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.013	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.006	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.005	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.023	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.006	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.008	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	7.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.4	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）									○				300	60	30	43	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物									○				500	100	50	64	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増加するため毎月検査（ただし薄型の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増加するため毎月検査（ただし薄型の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.9	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.8	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（浄水用）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
		9	9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [μL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

阿久根市上水道 弓木野浄水場

令和7年度水質検査計画

弓木野公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	強度減基準		2024/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数が増加するため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○			○			○			○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
4	水銀及びその化合物			○			○			○			○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
5	セレン及びその化合物			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
6	鉛及びその化合物			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
7	ヒ素及びその化合物			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.004	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素			○			○			○			○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.1未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
12	フッ素及びその化合物			○			○			○			○	0.8	0.16	0.08	0.10	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
13	ホウ素及びその化合物			○			○			○			○	1.0	0.2	0.1	0.1未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
14	四塩化炭素			○			○			○			○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
15	1,4-ジオキサン			○			○			○			○	0.05	0.010	0.005	0.005未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
16	2,4-ジクロロベンジルアルコール			○			○			○			○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
17	ジクロロメタン			○			○			○			○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
18	テトラクロロエチレン			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
19	トリクロロエチレン			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
20	ベンゼン			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.15	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	トリクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物			○			○			○			○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	アルミニウム及びその化合物			○			○			○			○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物			○			○			○			○	0.3	0.06	0.03	0.03未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
35	銅及びその化合物			○			○			○			○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
36	ナトリウム及びその化合物			○			○			○			○	200	40.0	20.0	12.0	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
37	マンガン及びその化合物			○			○			○			○	0.05	0.010	0.005	0.001未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.2	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○			○			○			○	300	60	30	70	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物			○			○			○			○	500	100	50	119	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤			○			○			○			○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
42	ジェオスミン			○			○			○			○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の増加のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○			○			○			○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の増加のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤			○			○			○			○	0.02	0.004	0.002	0.005未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
45	フェノール類			○			○			○			○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.3	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の増加のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	新規施設のため、令和06年4月から令和09年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

阿久根市上水道（中部） 牛之浜浄水場

令和7年度水質検査計画

伊公民館

No	項目	令和7年度検査年度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物													0.003未満	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005未満	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物													0.001未満	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.6	検査回数減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物									○				0.8	0.16	0.08	0.10	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物									○				1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素									○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン									○				0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	3,4-ジクロロベンゼン及び1,2,4-トリクロロベンゼン									○				0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン									○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.12	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.013	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.004	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.006	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.023	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.005	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.008	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物									○				0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物									○				1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物									○				200	40.0	20.0	7.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物									○				0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	13.9	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）									○				300	60	30	52	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物									○				500	100	50	79	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤									○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール									○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤									○				0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類									○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度									○				5	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）									○				0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が検査減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
		9	9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1～No.46」[mg/L]、「No.3～No.46」[mg/L]、「No.50～No.51」[度]、「No.2及びNo.47～No.49」[単位なし]			

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」